



資料1

5保第706号
令和6年1月16日

尾張旭市国民健康保険運営協議会
会長 若杉 浩二 殿

尾張旭市長 柴田



諮 問 書

尾張旭市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、別紙事項について貴協議会の意見を求めます。



諮問事項 1

国民健康保険税の税率等の改定について

<諮問内容>

1 税率等の改定

税率等を下記のとおり改定する。

<医療給付費分>

所得割額	6.20%	→	6.69%
被保険者均等割額	26,100円	→	26,200円
被保険者均等割額(未就学児)	13,050円	→	13,100円
世帯別平等割額(特定世帯以外)	19,300円	→	19,500円
世帯別平等割額(特定単身世帯)	9,650円	→	9,750円
世帯別平等割額(特定継続世帯)	14,475円	→	14,625円

<後期高齢者支援金分>

所得割額	2.40%	→	2.67%
被保険者均等割額	9,700円	→	9,900円
被保険者均等割額(未就学児)	4,850円	→	4,950円
世帯別平等割額(特定世帯以外)	6,800円	→	6,900円
世帯別平等割額(特定単身世帯)	3,400円	→	3,450円
世帯別平等割額(特定継続世帯)	5,100円	→	5,175円

<介護納付金分>

所得割額	2.28%	→	2.42%
被保険者均等割額	11,100円	→	11,600円
世帯別平等割額(特定世帯以外)	6,000円	→	6,400円

(理由)

国民健康保険事業の健全な運営を行うことを目的に、標準保険料率に近づくことを目指す。ただし、国民健康保険税の税率改正の基本方針に基づき、加入世帯数が最も多い所得層において課税総額が5%以上の増額とならないよう配慮する。

2 改定時期

令和6年4月1日

諮問事項 2

国民健康保険税の課税限度額の改定について

<諮問内容>

地方税法施行令の一部改正（令和6年3月末頃）による限度額の引き上げ。

記

	現行	改定案
後期高齢者支援金分	22万円	24万円

諮問事項 3

低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について

<諮問内容>

地方税法施行令の一部改正（令和6年3月末頃）による判定所得基準の拡充。

記

減額割合	現行	改定案
5割	前年中所得43万円＋ 29万円 （被保険者数＋特定 同一世帯所属者数）	前年中所得43万円＋ 29.5万円 ×（被保険者数 ＋特定同一世帯所属者数）
2割	前年中所得43万円 ＋ 53.5万円 ×（被保険者 数＋特定同一世帯所属者数）	前年中所得43万円 ＋ 54.5万円 ×（被保険者 数＋特定同一世帯所属者数）